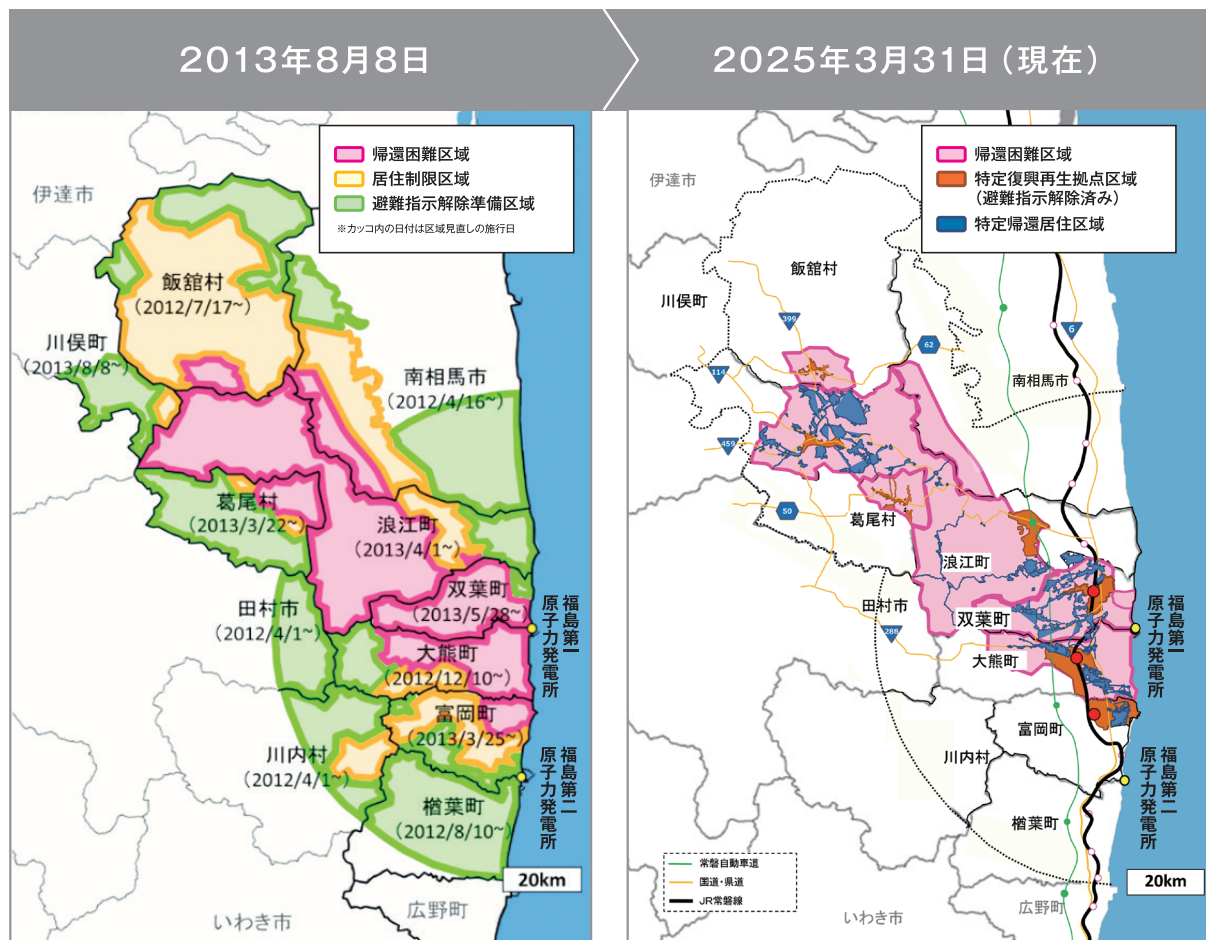


避難指示区域の見直しと解除

福島県の県土に占める避難指示区域の面積は約12%から約2.2%まで縮小しました。



- 東京電力福島第一原子力発電所の事故発生を受け、避難指示区域等を設定。
- 2020年3月までに、**帰還困難区域**を除く全ての地域で避難指示を解除。
- 帰還困難区域**において、避難指示を解除し、居住を可能とする「**特定復興再生拠点区域**」が定められ、除染、インフラ整備等を推進し、2023年11月までに6町村において避難指示が全て解除。
- 2023年6月に、改正福島特措法により、特定復興再生拠点区域外において避難指示解除による住民の帰還等を旨とする「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- 避難指示区域は県全体面積の2.2%であり、その他の多くの地域では通常の生活が可能。